19

山梨県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例	S45.10	対象業種の用に供する設備の取得等をした者 ○対象業種:製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 ○設備:構成する減価償却資産(建物及び構築物、機械装置等)の取得価額の合計額 500 万円以上 ※製造業・旅館業の場合 ・資本金の額等が 5,000 万円超1億円以下である法人は 1,000 万円以上 ・資本金の額等が一億円超である法人は 2,000 万円以上	産業振興促進区域 (過疎地域)	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例	H20.3	・知事の承認を得た地域経済牽引事業計画を実施する事業者であること ・施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(建物及び構築物)及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額が、 ①対象業種(農林漁業関連業種を除く)1億円超 ②農林漁業関連業 5,000 万円超	地域経済牽引事業促進区域 (県内全域)	―	○3年間 ○課税免除	○取得時 ○課税免除
山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例	H28.3	・「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し県の認定を受けること ○移転型 東京 23 区から本社機能移転に伴い ①従業員が5人(中小企業者 1 人)以上増加 ②増加の過半数が東京23区からの転勤であること ○拡充型 東京 23 区以外からの移転又は県内事業者の本社機能の移転・拡充に伴い ①従業員が5人(中小企業者 1 人)以上増加すること ・特定業務施設の用に供する減価償却資産(建物、構築物、機械装置等)の取得価額の合計額が、3,800 万円以上(中小企業者等は 1,900 万円以上)	地方活力向上地域 (県内全域)	○3年間 ○課税免除	○3年間 ○課税免除 (拡充型は本来税率の 1/20)	○取得時 ○課税免除 (拡充型は本来税率の 1/20)

〈補助金・奨励金・助成金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
山梨県産業集積促進助成金	H16.4	製造業、試験研究所、物流業、データセンター	次の要件全てに該当すること ○新たに県内に土地又は借地権を取得(20 年以上。ただし、医療機器、水素・燃料電池関連産業であって、知事が認めるものは10年以上)し、又は自社所有地に工場等を設置し、操業すること ○投下固定資産額が３億円以上であること(除、土地取得費) ○操業から 1 年以内に常時雇用労	○県内全域 (但し、同主旨の助成制度を有する市町村の区域内)	○工場等の新増設	○新たに土地を取得する場合(取得から３年以内の操業) ⇒投下固定資産額(土地分除く)の４% ○自社所有地の場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の ２% ○空き工場等を取得する場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)のうち 建物２% 機械・設備４% ○試験研究所の場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の２% ※特定の要件を満たすと助成率の加算あり	〈投下固定資産額 200 億円以下まで〉 ○県内初立地企業 (高度先端分野、成長分野) ⇒ 15 億円 ○県内初立地企業 (上記以外製造業等) ⇒ 7.5 億円 ○県内既存企業 (高度先端分野、成長分野) ⇒ 7.5 億円 ○県内既存企業 (上記以外製造業等) ⇒ ３億円 (投下固定資産額 100 億円以上) ⇒ ５億円

			働者が10人以上増加すること			※投下固定資産額が200 億円を超えた額に限っては一律２％	〈投下固定資産額が 200 億円超〉 ⇒ 50 億円
		情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ制作事業者	○新たに県内に事業所を設置し、操業すること ○操業から１年以内に常時雇用労働者が５人以上増加すること	○県内全域	○事業所の新設、増設	○建物等を取得する場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）の５％ ○建物等を賃借する場合、又は自己資金で設置し機器を賃借する場合 ⇒賃借料及び通信回線使用料の 1/2 （３年間） ※特定の要件を満たすと助成率の加算あり	○建物等を取得する場合 ⇒ １億円 ○建物等を賃借する場合 ⇒年 1,000 万円 （最大３年間）
		本社機能移転等の場合（業種の制限等なし）	次の要件全てに該当すること ○本社オフィス、研究・研修施設を県内に整備すること ○県から整備計画の認定を受けていること ○投下固定資産額（土地分除く）が 1 億円以上であること（賃借の場合は除く） ○操業から１年以内に常時雇用労働者が10人以上増加すること ※整備計画は、地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」をいう。	○県内全域	○本社オフィス、研究・研修施設の新設	○新たに土地を取得又は借地権を設定する場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）の５％ ○自社所有地の場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く ）の 2.5% ○本社オフィス、研究・研修施設を賃借する場合 ⇒賃借料の 1/2 （３年間） ※特定の要件を満たすと助成率の加算あり	○建物等を取得する場合 ⇒1 億円 ○建物等を賃借する場合 ⇒年 1,000 万円 （最大３年間）
		県内に新たにオフィス等を設置する場合（業種の制限等なし）	次の要件全てに該当すること ○県内初となるオフィス、研究・研修施設を新たに設置すること ○操業から１年以内に県外からの転入を伴う常時雇用労働者が５人以上となること。	○県内全域	○県内初となるオフィス、研究・研修施設の新設	○オフィス、研究・研修施設、社宅を設置する場合 ⇒投下固定資産額（土地分除く）の５％ ○オフィス、研究・研修施設、社宅を賃借する場合、自己資金で設置し機器を賃借する場合、県外から転入する常時雇用労働者に住居手当等を支給する場合、又は賃借したオフィス、研究・研修施設、社宅を改修（※）する場合 ⇒賃借料、通信回線使	○新たにオフィス等を設置する場合 ⇒1,500 万円 ○賃借する場合 ⇒年 500 万円 （最大３年間）

						用料及び改修経費等の1/2（３年間） ※改修内容によっては投下固定資産額助成を適用	
		宿泊業（旅館、ホテル、リゾートクラブ）	○新たに県内に宿泊施設を設置し、操業すること ○投下固定資産額が 100 億円以上であること ○操業から 1 年以内に常時雇用労働者が30人以上増加すること ○最低客室面積（内法）が 40 ㎡以上であること ○地域経済牽引事業計画の知事承認を受けていること	○県内全域	宿泊施設の新増設	投下固定資産額の 5%（分譲型リゾートクラブにおいては、投下固定資産のうち、将来にわたって処分する見込みのないものを対象とする） ※特定の要件を満たすと助成率の加算あり ※投下固定資産額が 200 億円を超えた額に限っては一律２%	投下固定資産額が 200 億円まで ⇒５億円 投下固定資産額 200 億円超 ⇒50 億円

〈融資〉

条例名･制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
企業立地促進融資（山梨県商工業振興資金融資制度要綱）	S62.4	立地企業	次のいずれかに該当するもの ○県内の工業団地等に立地しようとする企業で、1年以上事業実績があり中小企業信用保険法に規定する特定事業を行うもの ○県外から県内に事業所等を移転しようとする事業者で、1 年以上の事業実績があり、以下のいずれかの要件を満たすもの ①本社（一部機能を含む）を山梨県内へ移転しようとするもの ②支社･営業所等を山梨県内へ移転又は設立しようとするもの	○県下全域	○設備資金 （土地取得費を含む）	○利率　年 0.7% ○償還期間　10 年以内 （3 年以内据置を含む）	○5億円

詳しくはこちら（山梨県産業立地コミッション HP）